

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進				番号	⑰	(千円)					
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額						
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額			8 年度 概算要求額			
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	財務本省	経済協力費	経済協力に必要な経費			85, 418, 065			106, 743, 229		
	小 計				一般会計		85, 418, 065			106, 743, 229		
						<		> の内数	<		> の内数	
				特別会計								
					<		> の内数	<		> の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの												
	小 計				一般会計							
						<		> の内数	<		> の内数	
					特別会計							
						<		> の内数	<		> の内数	
合 計				一般会計		85, 418, 065			106, 743, 229			
					<		> の内数	<		> の内数		
				特別会計								
					<		> の内数	<		> の内数		

○ 政策目標 6 - 2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

地球規模課題の深刻化や、分断と対立によるグローバル・ガバナンスの揺らぎ、世界各地の人道危機等によって、国際情勢は複合的な危機に直面しています。特に、ロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に大きな影響を与え、多くの困難をもたらしました。このような状況下で、世界経済の中で大きな地位を占める我が国は、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力の積極的に取り組むことが求められています。

こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の経済社会への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現や、デジタル・グリーンなどの成長分野への投資の促進も含め、開発途上国の経済社会の発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用

政6-2-2 : 有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等

政6-2-3 : 債務問題への取組

政6-2-4 : 開発途上国に対する知的支援

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」（令和 5 年 6 月16日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和 6 年 6 月21日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和 5 年 6 月16日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月21日閣議決定）
- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年11月 2 日閣議決定）
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年11月 22日閣議決定）
- 「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和 2 年12月10日経協インフラ戦略会議決定、令和 3 年 6 月17日改訂、令和 4 年 6 月 3 日追補、令和 5 年 6 月 1 日追補）
- 「インフラシステム海外展開戦略2030」（令和 6 年12月24日経協インフラ戦略会議決定）

政策目標 6 - 2 についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsや国際的な枠組を通じた開発途上国における経済社会の発展や課題解決のための支援等に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。そして、全ての施策の評定が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評定を「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) JICAの円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、JBICの出融資等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要かつ必要です。 ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。 MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別開発協力方針の策定等を通じて、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組むなど、業務の効率化に努めています。 (令和6年度行政事業レビューとの関係) - アジア開発銀行豊かで強靱なアジア太平洋日本基金（JFPR）への拠出他21事業（予算事業ID：001385～001387、001389～001404、001408、005638、006778） 国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、PDCAサイクルに従い適切に運用し、事業完了後の効果の持続については、継続してモニターすることで、問題点があれば改善するよう努めるとともに、広報機能の強化に努めました。 - 独立行政法人国際協力機構（JICA）有償資金協力部門への出資（予算事業ID：001406） JICAの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事業の戦略的かつ効率的な執行を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等に基づき、関係機関との連携に一層努めました。融資等に係るリスク管理を通じ、JICAの財務の健全性を引き続き維持するように努めました。また、円借款対象事業の事後評価実施における入札手続の透明性・公正性についても、引き続き確保するように努めました。

施策	政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用
----	------------------------

定性的な測定指標	
	[主要] 政6-2-1-B-1：円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用 (目標の内容) 円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。

(目標の設定の根拠)

我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

JICAを通じて、新興国・開発途上国への着実な支援等を実施するなど、ODAの効率的・戦略的な活用に努めました。

- ・ 政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投融資の奨励や円借款・海外投融資の迅速化等、他機関との連携を図りながら制度改善を実施してきました。こうした取組を踏まえ、JICAについては、令和6年度中に計7件、約4,636億円（交換公文ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による円借款供与や計18件、約4,149億円（承諾額ベース）の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。
- ・ 海外投融資については、MDBsとJICAとの協調融資の枠組も活用し、効率的かつ戦略的な支援実施に努めています。例えば、ASEAN地域等においては、アジア開発銀行（ADB）とJICAの協調融資枠組であるアジアインフラパートナーシップ信託基金2（LEAP2）における案件形成の促進に取り組むとともに、中南米・カリブ地域においては、新たに、米州投資公社（IDB Invest）とJICAの協調融資枠組である「中南米・カリブ地域民間セクター開発信託基金（TADAC）」を令和7年2月に立ち上げました。
- ・ また、民間資金フローがODAを凌駕していることに加え、途上国の開発ニーズの複雑化や、我が国の厳しい財政状況の中でODAの一層の効率化が必要になっていることを踏まえ、民間資金動員を促進すべく、開発途上地域の法人等への有償資金協力として債券取得及び債務保証を可能にする等、JICAの機能強化を盛り込んだ、独立行政法人国際協力機構法（以下「JICA法」といいます。）の改正案を国会に提出しました。（改正法案は令和7年4月9日に成立。）

上記実績のとおり、ODAの効率的・戦略的な活用に努めたことから、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-1-B-2：国際協力銀行（JBIC）を通じたその他の政府資金（OOF：Other Official Flows）の効率的・戦略的な活用

(目標の内容)

JBICの機能強化及び他機関との連携を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。

(目標の設定の根拠)

「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、J B I Cの実施するO O Fとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進するため、J B I Cの機能強化も行いつつ、J B I Cの実施するO O Fを効率的・戦略的に活用しました。

【ファシリティ等を通じた支援】

J B I Cは、令和6年度において、地球環境保全業務（G R E E N : Global action for Reconciling Economic growth and Environmental preservation）で計9件、約1,460億円の出融資を承諾するなど、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めてきました。また、令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和7年3月までに、計334件、約53,262億円の出融資等を承諾しています（G R E E Nとの重複分を含む）。こうしたファシリティを活用し、上述のG R E E Nも含め、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動、サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援することで、新興国や途上国の安定的な経済社会の発展に寄与してきました。

【法令改正を踏まえた機能強化】

さらに、令和5年10月に株式会社国際協力銀行法の一部改正法が完全施行され、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資する機能の強化や、スタートアップ等の日本企業のリスクテイクの後押しが実現しました。こうした新たな機能を活用して、令和6年度にはサプライチェーンの強靱化やデジタルインフラに資する海外融資等を承認したほか、J B I Cにおいて「スタートアップ投資戦略」が策定され、我が国及び海外のスタートアップ企業による産業改革及びサステナビリティに関する投資の後押しを行っています。

上記実績のとおり、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価

s 目標達成

評価の理由

J I C Aについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、適切な事業規模も確保し、世界銀行等の他機関との連携も図りながら、新興国・開発途上国への支援等を行うなど、円借款等の更なる効果的・戦略的な活用を図りました。また、民間資金動員を促進すべく、J I C Aの機能強化を盛り込んだJ I C A法の改正案を国会に提出しました。

J B I Cについては、G R E E Nや「グローバル投資強化ファシリティ」を通じて、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進しました。法改正で実現した機能強化を活用し、サプライチェーンの強靱化やスタートアップ支援等の取組も進められました。

	以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。
--	--

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「開発途上国に対する ODA、OOF 及び PF（民間資金）の実施状況」 ○参考指標 2 「円借款実施状況」【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 5）】 ○参考指標 3 「円借款の標準処理期間の達成状況」 ○参考指標 4 「JICA の詳細型事後評価完了案件の分布」 ○参考指標 5 「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 6）】

政 6 - 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 開発途上国に対する ODA、OOF 及び PF（民間資金）の実施状況

(単位 : 百万ドル)

	令和元年	2 年	3 年	4 年	5 年
ODA	11,720	13,660	15,765	16,747	18,662
ODA 以外の政府資金 (OOF)	313	4,898	591	-682	-1539
民間資金 (PF)	42,913	13,309	21,502	24,308	28,162
非営利団体による贈与	574	606	636	750	623
資金の流れ総計	55,519	32,472	38,496	41,123	45,908

(注) 支出純額 (ネット) ベース。暦年。

(出所) 財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

参考指標 2 : 円借款実施状況【再掲（総 5 - 1 : 参考指標 5）】

参考指標 3 : 円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」（9 か月間）の達成率

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
達成率	76.7%	64.3%	52.2%	74.4%	64.9%

(出所) 外務省 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html)

参考指標 4 : JICA の詳細型事後評価完了案件の分布

令和 6 年度外部評価結果

(総合評価)

レーティング	A (非常に高い)	B (高い)	C (一部課題がある)	D (低い)
総合評価	37% (22 件)	54% (32 件)	8% (5 件)	0% (0 件)

(項目別評価)

	④非常に高い	③高い	②やや低い	①低い
妥当性・整合性	5% (3 件)	92% (54 件)	3% (2 件)	0% (0 件)
有効性・インパクト	3% (2 件)	71% (42 件)	25% (15 件)	0% (0 件)
持続性	17% (10 件)	51% (30 件)	32% (19 件)	0% (0 件)
効率性	22% (13 件)	34% (20 件)	37% (22 件)	7% (4 件)

(出所) 国際協力機構

(注 1) 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

(注 2) 国際的基準に基づき、①妥当性・整合性、②有効性・インパクト、③持続性、④効率性について評価を実施したうえで、総合評価を A～D の 4 段階でレーティング (格付)。令和 6 年度は 59 件が総合評価の掲載対象。

参考指標 5 : 国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 6)】

施策	政 6-2-2 : 有償資金協力 (国際協力機構 (J I C A)) を通じた支援並びに国際協力銀行 (J B I C) 及び国際開発金融機関 (M D B s) を通じた支援等
----	--

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政6-2-2-B-1 : 国際開発金融機関 (M D B s) 等を通じた支援への参画 (目標の内容) 世界銀行グループ、アジア開発銀行等の M D B s 等の主要出資国として、低所得国支援等も含めた業務運営に積極的に参画していきます。また、地球規模の課題への対応を強化するための M D B 改革が進むように議論に貢献していきます。 (目標の設定の根拠) M D B s 等の業務運営に積極的に参画し、我が国の O D A 政策・開発理念や経験・専門的知見を M D B s 等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	我が国は、本年度も M D B s の業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、国際保健、質の高いインフラ投資、債務持続可能性、防災、気候変動など、我が国が重視する分野において M D B s との連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。 【国際保健】 ・ 保健分野では、令和 6 年 4 月、日本が長年重視してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (U H C) (用語集参照) 達成に向けた取組を更に推進するため、世銀及び世界保健機関 (W H O) と連携し、「 U H C ナレッジハブ」を令和 7 年に東京に設立することを発表しました。「 U H C ナレッジハブ」は、 U H C 達成のための国際的な拠点として、日本の高齢化に関する知見や経験等も活用しながら、保健財政等に関する途上国の財務・保健当局の人材育成を支援する予定であり、厚労省とともに、設立に向けた準備を進めています。 ・ パンデミックに対する予防・備え・対応 (P P R) の強化を支援するため、令和 4 年に世界銀行に設立された「パンデミック基金」に、令和 6 年 10 月に、5,000 万ドルの追加貢献の意向を表明するとともに、理事会において、令和 6 年 5 月に完成した同基金の中期戦略の策定等の議論に貢献しました。さらに、「保健危機への備えと対応に係るマルチドナー基金 (H E P R) 」に 100 万ドルを追加拠出し、アフリカ地域におけるエムポックス危機への対応等を進めています。 ・ また、世界銀行に設置した日本信託基金 (P H R D) を通じ、「東京 U H C 共同イニシアティブ」に 100 万ドルを追加拠出し、 U H C の推進に向けた各国の技術支援や途上国の高齢化対応支援等を進めています。また、 U H C の推進を含む保健システム全体の長期的なレジリエンス強化にリーダーシップをもって取り組むため、新たに設立された

「保健システムの変革と強靱化に係るマルチドナー基金（HSTRF）」に、創設ドナーとして1,000万ドルを拠出し、共同議長として国際保健の議論をリードしています。

- ・ 他のMDBsにおいても、国際保健の取組を進めており、中南米・カリブ地域におけるデジタル化を通じた保健基盤強化に資するため、米州開発銀行（IDB）と世界保健機関（WHO）傘下のパンアメリカ保健機構が主導する「汎アメリカデジタル保健ハイウェイイニシアチブ」に対して、500万ドルの貢献を行いました。

【質の高いインフラ投資】

- ・ インフラ分野では、日本の重視する質の高いインフラ投資の考え方をMDBsのプロジェクトに反映させるための取組として、様々な取組を行っています。平成28年に設置した世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」に対し、1,000万ドルを追加拠出したほか、世界銀行東京ラーニングセンターと連携し、「都市開発実務者向け対話型研修」を通じて、途上国の政府関係者及び実務者等に対し、サイバーセキュリティやウォーターフロント開発などの分野における、質の高いインフラ投資に関する日本の優れた知見の共有を行いました。
- ・ さらに、MDBsとJICAとの協調融資の枠組においても、質の高いインフラ案件の実施に努めています。ADBとJICAの協調融資枠組であるアジアインフラパートナーシップ信託基金（LEAP）の後継として令和5年12月に立ち上げたLEAP2において、引き続き案件形成に取り組み、インド向けのクリーンエネルギー展開などを支援しました。また、IDBとJICAの協調枠組みである「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み（CORE）」において、引き続き案件形成に取り組み、ドミニカ共和国向けの廃棄物管理の改善などを支援しました。加えて、IDBグループの民間セクター支援機関である米州投資公社（通称：IDB Invest）とJICAは、令和7年2月に中南米・カリブ地域の民間セクターによる開発事業を支援するための信託基金（通称：TADAC）を立ち上げました。今後も、MDBsと協力しながら、質の高いインフラ案件の実施を支援していきます。

【防災・気候変動】

- ・ 防災分野では、途上国の国家開発計画や投資プログラムにおいて、日本の重視する防災の主流化を支援するため、「世界銀行東京防災ハブ」に2,000万ドルを追加拠出しました。東京防災ハブでは、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。例えば、令和6年度にバヌアツで発生した地震やバングラデシュで発生した洪水に対しては、災害発生後速やかに、復旧・復興計画の策定に不可欠な災害による経済被害を評価する「グローバル災害被害迅速判定（GRADE手法）」を通じた支援が行われました。
- ・ 気候変動分野でも、各MDBと連携して、取組を進めています。令和6年11月には、ADBにおいて、ドナーからの資金貢献をレバレッジとして融資余力を拡大し、アジア・太平洋地域における気候ファイナンスを拡大するメカニズムである、アジア・太平洋革新気候変動金融ファシリティ（IFCAP: Innovative finance Facility for Climate in Asia and Pacific）の運用を開始しました。日本は同ファシリティの創設ドナーとして6億ドルの信用補完を提供するとともに、案件組成等を支援するグラント

枠に2,500万ドルの貢献を行っています。また、高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するインドネシアにおける公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：JETP）において、ADBとも連携しつつ、共同リード国として議論を主導しています。

- ・ さらに、低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品の中流（鉱物の精錬・加工）及び下流（部品製造・組立）においてより大きな役割を果たせるよう、令和5年のG7日本議長下で立ち上げたRISE（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement：強靱で包摂的なサプライチェーンの強化）については、現在、アフリカ南部地域等でクリーンエネルギーのバリューチェーン構築の課題と機会を特定する分析作業や、投資環境等を整備するための技術支援に向けた取組を世銀とともに推進しています。

こうした分野別の取組に加え、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国が重視する分野がそれらの機関の重点政策に位置づけられるよう努めました。

- ・ 世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）においては、令和6年12月に第21次増資（IDA21）が合意され、我が国が重視する国際保健や防災、債務の透明性・持続可能性等が重点政策に位置付けられました。
- ・ また、中南米・カリブ地域の国際開発金融機関である米州開発銀行（IDB）グループでは、令和6年3月に、同地域の地球規模課題等への膨大な資金需要に対応するため、さらなる民間資金動員等を目的に、IDB Investの増資及びスタートアップや新しいビジネスの支援を行う多数国間投資基金（通称：IDB Lab）の資金補充が合意されました。

我が国はこれらの合意に基づく支援強化の実現に向け、「国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案」を令和7年2月7日に閣議決定し国会に提出しました。（改正法案は4月11日成立。） また、令和7年2月には、同年3月に開催されたIDB総会の準備の一環として、域外国会合を30年ぶりに日本で開催するなど、IDBと域外国のパートナーシップ強化に積極的に貢献しました。加えて、上述したTADACを通じて、IDBグループとのさらなる連携強化に努めました。

- ・ さらに、令和5年12月に合意された、中東欧等の民間セクター支援を行う欧州復興開発銀行（EBRD）のウクライナの復旧・復興支援目的の増資にも、我が国は同銀行への第2位の出資国として参画し、令和6年9月には第1回目の払込みを行いました。
- ・ また、アジア開発銀行（ADB）のアジア・太平洋地域の低所得国への支援を行うアジア開発基金（ADF）においては、令和6年5月に第13次財源補充（ADF14）が合意され、我が国が重視する太平洋島嶼国支援の拡大や地域協力・統合の促進等が重点政策に位置付けられました。

また、MDBsの既存資本を最大限活用するための方策を検討する取組（G20による「自己資本の十分性に関する枠組みの独立レビュー（CAFレビュー）」）の更なる実施や、気候変動やパンデミック等の地球規模の課題への対応強化や開発効果の最大化を図るMDB改革が進められる中、令和6年11月には、G20リオサミットにおいて、「より良く、

より大きく、より効果的なMDBsに向けたG20MDBロードマップ」が承認され、日本もその策定に大きく貢献しました。そうした中、特に我が国としては、ドナー国が国際復興開発銀行（IBRD）の融資全体に保証を提供することで融資余力を拡大する信用補完の枠組みである「ポートフォリオ保証プラットフォーム（PGP）」に対し、10億ドルの拠出を行う等、各MDBやG7・G20等におけるMDB改革の議論や取組を積極的に主導してきました。

その他、MDBsにおける日本人職員の採用も推進しています。

ADB総裁、世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIGA）長官、世界銀行開発金融担当副総裁（所掌事項には国際開発協会（IDA）増資を含む）等、日本人は様々なMDBsで幹部として貢献しています。日本政府としては、MDBsにおいて、日本人職員が一層活躍することを目指し、各MDBsに対して、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの実施を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。令和6年度には、世界銀行がリクルートミッションを行ったほか、IDBが大学やオンラインでのキャリアセミナーを開催、AfDBもアフリカに関心のある学生等に向け、総裁による大学での講演を実施しました。

上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-2-B-2：UHC実現・パンデミックへのPPRの強化に向けた戦略的な取組への積極的な参画

（目標の内容）

我が国が国際的取組を先導しているUHCの実現に向けた議論や、パンデミックへのPPRの強化に向けた議論に積極的に参画していきます。

（目標の設定の根拠）

開発途上国等の持続的な経済社会の発展のためには、UHCの実現やパンデミックへのPPRの強化が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加とUHC実現・パンデミックへのPPRの強化に向けた取組の推進が必要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

UHCは、持続可能な開発目標（SDGs：用語集参照）のターゲットの一つとして挙げられています。

UHCの推進に当たって、財務省はMDBsの主要ドナーとして、世界銀行等と共同して、開発途上国におけるUHC達成の推進に積極的に取り組んできました。

また、G7やG20等の国際場裡においても、UHCの推進やパンデミックへのPPR強化の議論を先導しており、「G20財務・保健合同タスクフォース（G20JFHTF）」においては、令和5年の日本議長下のG7の成果等も踏まえ、パンデミック発生時の「対応」のための資金強化に向けた議論等が継続されており、令和6年には、パンデミックへの「対応」資金の活用手順の整理を目的とした「オペレーショナル・プレイブック」が作成されました。日本としても、令和6年4月に関連イベントをJFHTF事務局と共催する等、こうした議論の推進に積極的に貢献しました。

	加えて、パンデミックに対する予防・備え・対応（P P R）の強化を支援するため、令和 4 年に世界銀行に設立された「パンデミック基金」に、令和 6 年10月に5,000万ドルの追加貢献の意向を表明するとともに、理事会において、令和 6 年 5 月に完成した同基金の中期戦略の策定等の議論に貢献しました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。
--	--

定性的な測定指標

政6-2-2-B-3：気候変動対策及び地球環境保全に向けた議論への積極的な参画

（目標の内容）

G 7 やG 20等の国際会議や、我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：G E F）、気候投資基金（Climate Investment Funds：C I F）、緑の気候基金（Green Climate Fund：G C F）及び「強靱で包摂的なサプライチェーンの強化」（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement：R I S E）の運営、また共同リード国として取り組む公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：J E T P）に係る議論等に積極的に参画していきます。

（目標の設定の根拠）

気候変動及び地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における気候変動対策及び地球環境保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

各基金の意思決定機関である評議会（G E F）、運営委員会（C I F）、理事会（G C F）や、令和 6 年11月に開催されたC O P 29での、G E F、G C F、新たに設立されたロス&ダメージに対応するための基金（F R L D）に関する事項についての会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画しました。

R I S Eについては、アフリカ南部地域等でクリーンエネルギーのバリューチェーン構築の課題と機会を特定する分析作業や、投資環境等を整備するための技術支援に向けた取組を世銀とともに推進しています。

また、J E T Pにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導しています。

このほか、I F - C A P等、A D Bにおいて進められているアジア・太平洋地域の気候変動対応を支援する取組にも積極的に参画しています。

上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-2-B-4：ロシアによるウクライナ侵略による影響を受けている国々への支援

（目標の内容）

我が国の厳しい財政事情も踏まえつつ、G 7 や国際機関をはじめとする国際社会と一層緊密に連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行っていくため、必要となる施策を講じていきます。また、ウクライナの復興も見据え、民間資金の動員に向けた取り組みも行っていきます。

(目標の設定の根拠)

令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に多くの困難をもたらしており、G 7 や国際機関はじめとする国際社会と連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行うことが重要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

令和 5 年 4 月の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正に基づいて、世界銀行のウクライナ復旧・復興基金（ADVANCE）に令和 7 年 3 月までに 85 億ドルの国債を拠出し、信用補完を行うことで、世界銀行の融資による財政支援を実現しました。なお、世界銀行の融資については、利払いスケジュールの調整による足元の利払い負担軽減を通じて、同国の流動性の確保にも取り組んでいます。

これに加え、ロシアの凍結資産の特別収益を返済財源に活用した「特別収益前倒し融資（ERA ローン）」について、日本は、G 7 等の関係各国と緊密に連携しながら本枠組みの立上げを進め、令和 6 年 10 月、G 7 財務大臣会合において、融資に関する原則と技術的事項に合意しました。日本としても円借款を通じた貢献を表明しています。

復旧・復興に向けては、民間セクターの役割も重要であり、我が国は、日本が第 1 号ドナーとして貢献している、多数国間投資保証機関（MIGA）のウクライナ復興・経済支援（SURE）信託基金を通じて、保証の仕組みを活用することでウクライナの民間セクターの活動の支援に取り組んでおり、日本は本基金に 1,000 万ドルを追加拠出しました。加えて、令和 5 年 12 月に合意された、EBRD のウクライナの復旧・復興支援目的の増資にも、我が国は同銀行への第 2 位の出資国として参画し、令和 6 年 9 月には第 1 回目の払込みを行いました。

また、令和 6 年 2 月に東京で開催された日ウクライナ経済復興推進会議において、国際協力銀行と黒海貿易開発銀行によるウクライナ復興事業等に資するツーステップローン供与に向けた MOU が締結されていたところ、令和 6 年 9 月、同 MOU に基づくツーステップローンが締結されました。

さらに、令和 5 年 8 月に実施した日ウクライナ財務協議を踏まえ、JICA を通じて、関税分野や国税分野での行政能力強化に関する技術協力を実施しました。

上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。

施策についての評価

s 目標達成

評価の理由

MDB s を通じた支援に関しては、各機関における増資の合意に貢献し、我が国が開発政策において重点政策と位置付けるテーマを MDB s の政策に反映させることにより、主要出資国として MDB s の業務運営に積極的に参画しました。また、各機関への着実な資金拠出による合意の履行を通じて、重点分野における日本と MDB s の間の連携を深めることができました。また、G 7 や G 20、各 MDB において行われた地球規模課題への対応強化のための MDB 改革の議論にも積極的に参画し、民間資金動員の強化や新たな金融手法の開発等を含めた、「G 20 MDB ロードマップ」の策定に大きく貢献しました。

	国際保健に関して、財務・保健当局の連携を通じたパンデミックへの P P R の強化や U H C の推進に向けて、関係省庁や国際機関と連携しつつ、積極的に G 20 等の国際的な議論を主導した他、U H C ナレッジハブの設立に向けた取組を推進しました。 国際社会が一丸となった取り込むべき分野である地球環境保全・改善への取組として、G E F や G C F 等の多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画し、業績指標の目標値を達成しました。また、J E T P において、インドネシアを対象としたパートナーシップの議論を主導し、気候変動対策の進展に貢献しました。このほか、I F - C A P といった A D B における取組に積極的に参画しました。 ウクライナ支援については、M D B s の知見を活用しつつ、膨大な支援ニーズに応えるため、一昨年の法改正により可能となった世界銀行を通じた財政負担の観点での支援を含め、国際社会全体としての支援に貢献しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。
--	--

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国際開発金融機関（M D B s）に対する主要国の出資」 ○参考指標 2 「国際開発金融機関（M D B s）等に対する拠出金」 ○参考指標 3 「国際開発金融機関（M D B s）の活動状況」 ○参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】 ○参考指標 5 「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】 ○参考指標 6 「国際協力銀行（J B I C）によるサムライ債発行支援の実績」

政 6 - 2 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：国際開発金融機関（M D B s）に対する主要国の出資 (単位：%)

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (I B R D)	国際開発協会 (I D A)	国際金融公社 (I F C)	多数国間投資保証機関 (M I G A)
日本	7.5% (2位)	16.6% (2位)	7.8% (2位)	5.1% (2位)
1位	米 16.4	米 19.3	米 18.7	米 18.4
2位	日 7.5	日 16.6	日 7.8	日 5.1
3位	中 6.2	英 12.1	独 5.4	独 5.0
4位	独 4.4	独 9.8	英・仏 4.9	英・仏 4.8
5位	英・仏 4.1	仏 7.1	- -	- -

	アジア開発銀行	
	通常資本 (O C R)	アジア開発基金 (A D F)
日本	15.6% (1位)	38.3% (1位)
1位	日・米 15.6	日 38.3
2位	中 6.4	米 13.5
3位	印 6.3	豪 8.1
4位	豪 5.8	加 5.9
5位	- -	独 5.6

	米州開発銀行グループ					
	米州開発銀行				米州投資公社（I I C）	
	米州開発銀行（I D B）		多数国間投資資金（M I F）			
日本	5.0%（域外国中1位）		33.7%（1位）		3.7%（域外国中4位）	
1位	米	30.7	日	33.1	米	13.9
2位	ブラジル	11.2	米	31.6	ブラジル	13.2
3位	アルゼンチン	11.2	スペイン	6.9	アルゼンチン	11.6
4位	メキシコ	7.2	韓	3.5	メキシコ	7.4
5位	日	5.0	中	3.0	中	5.5

	アフリカ開発銀行グループ					欧州復興開発銀行		
	アフリカ開発銀行 (A f D B)		アフリカ開発基金 (A f D F)					
日本	5.4%（域外国中 4 位）		9.8%（域外国中 4 位）		日本	9.4%（2 位）		
1 位	ナイジェリア	8.7	英	10.9	1 位	米	9.7	
2 位	米	6.5	独	10.9	2 位	日・英	9.4	
3 位	エジプト	6.2	仏	10.2				
4 位	日	5.4	米	10.0	3 位	独・仏・伊	8.3	
5 位	アルジェリア	5.1	日	9.8				

(出所) 各機関年次報告書等 (令和 6 年度末時点の最新版)。

参考指標 2 : 国際開発金融機関 (M D B s) 等に対する拠出金

(単位 : 億円)

	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
M D B s	615.6	440.1	824.7	1032.3	473.3
世界銀行グループ	347.7	270.5	710.0	883.0	344.1
アジア開発銀行	234.0	132.9	69.1	94.2	95.0
米州開発銀行	18.8	20.5	18.4	20.6	15.4
アフリカ開発銀行	5.7	6.2	8.3	25.8	23.5
欧州復興開発銀行	7.1	9.9	18.9	8.8	10.7
I M F 拠出金	312.8	112.1	178.7	43.7	61.0
合計	926.0	555.2	1003.5	1076.0	534.3

(出所) 国際局開発機関課及び国際機構課調

参考指標 3 : 国際開発金融機関 (MDBs) の活動状況

世界銀行 (セクター別融資等承諾額)

(単位: 億ドル)

	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
農業・漁業・林業	37.5	41.7	76.2	83.5	45.0
教育	51.7	56.0	34.3	37.0	43.8
エネルギー・採取産業	52.7	61.8	67.7	102.6	119.3
金融セクター	42.4	57.4	32.2	54.6	48.7
保健	82.8	64.5	105.2	53.9	69.7
産業・貿易・サービス	49.2	52.0	42.3	46.1	36.8
情報通信技術	20.9	19.2	17.5	23.2	28.9
行政	85.5	112.4	126.8	172.4	123.9
社会的保護	89.7	111.5	82.4	73.5	77.9
運輸	34.6	46.4	82.0	35.5	55.1
水・衛生・廃棄物処理	36.5	42.6	41.4	46.1	38.6
合計	583.4	665.5	708.0	728.2	687.6

(出所) 世界銀行年次報告書

(注 1) 世界銀行の年度は、前年 7 月 1 日～当年 6 月 30 日。

(注 2) 国際復興開発銀行 (IBRD) 及び国際開発協会 (IDA) の合計。

アジア開発銀行 (セクター別融資等承諾額)

(単位: 億ドル)

	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
農業・天然資源	12.8	14.9	22.2	32.3	26.4
エネルギー	42.9	18.4	14.5	22.3	38.3
金融	46.1	41.2	56.9	36.1	58.9
産業・貿易	22.2	7.2	2.4	6.6	1.0
教育	10.7	9.8	8.0	13.9	5.4
保健・社会保障	35.1	58.8	8.2	22.8	11.5
給水・衛生・廃棄物処理	18.6	19.9	11.0	19.2	33.5
運輸・通信	31.8	34.5	44.3	48.7	35.8
公共政策	95.6	22.9	37.3	33.5	32.2
多目的	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
合計	315.9	227.6	204.7	235.4	243.0

(出所) アジア開発銀行年次報告書等

(注 1) アジア開発銀行の年度は、1 月 1 日～12 月 31 日。

(注 2) アジア開発基金分を含む。

MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀行 グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	(令和 5 年度)	242	133	22	10	22
	(令和 6 年度)	256	136	20	11	22
日本人幹部職員数 (令和 6 年度)		5	34	2	3	2
日本人比率 (令和 6 年度)		2.7%	9.2%	0.8%	0.7%	0.8%

(出所) 各機関資料、理事室調べ

(注) 各機関の会計年度末 (世界銀行グループは 6 月末、その他 MDBs は 12 月末) の数値。

参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 5)】

参考情報 JICA と MDBs の協調融資の枠組み

我が国は、MDBs の専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、JICA の円借款と MDBs の協調融資を行っています。

具体的には、アフリカ開発銀行との協調枠組みとして「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第 5 フェーズ (Enhanced Private Sector Assistance for Africa : EPSA 5)、米州開発銀行との協調枠組みとして「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み」(Cooperation for Economic Recovery and Social Inclusion : CORE) を実施しているところです。

参考指標 5 「国際協力銀行 (JBIC) の出融資保証業務実施状況」【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 6)】

参考情報

国際協力銀行 (JBIC) 業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業の促進、国際金融秩序の混乱の防止・その被害への対処に努めており、令和 6 年度の JBIC 出融資および保証の承諾額合計は約 15,061 億円でした。

参考指標 6 : 国際協力銀行 (JBIC) によるサムライ債発行支援の実績 (令和 6 年度)

(単位 : 億円)

支援形態	発行体	サムライ債発行額
一部取得	ルーマニア政府	330

施策	政6-2-3 : 債務問題への取組
----	-------------------

定性的な測定指標	
	[主要] 政6-2-3-B-1 : 債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画
	(目標の内容) 債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要

請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。また、G 7 や G 20 等の国際的枠組において、我が国は、債権国に対する債権データの国際機関への共有に係る働きかけを通して、債務の透明性・正確性の向上に引き続き取り組んでいきます。

(目標の設定の根拠)

新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことや、債権国による債務の透明性・正確性向上への協力が重要であるためです。

目標の達成度

○

【債務透明性・債務持続可能性確保の取組】

債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、IMF・世界銀行やG 7・G 20、パリクラブ等の国際的枠組における議論に、以下の通り積極的に参画しました。

- ・ G 20 やパリクラブにおいて、途上国の累積債務問題の解決に向け、積極的な発言を行うとともに情報収集に努めました。
- ・ 日本が拠出する IMF ・世界銀行の信託基金（「決定のためのデータ基金」や「債務管理ファシリティ」）のドナー国会合への参加を含めて、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等の取組に貢献しました。
- ・ 令和 5 年に G 7 議長国として日本が主導した、G 7 やパリクラブの債権国が世界銀行に債権データを共有し、世界銀行が保有する債務国のデータとの突合を実施して正確な債務データを確保する取組について、第 2 回目の突合作業を実施し、初期段階で 37 億ドルのデータギャップの特定に貢献しました（第 1 回目に特定した 65 億ドルのデータギャップから縮小）。

実績及び 目標の達成度の 判定理由

【「共通枠組」及びその他債務再編プロセス等への積極的参画】

- ・ G 20 及びパリクラブは、令和 2 年 11 月に G 20 及びパリクラブが合意した、「債務支払猶予イニシアティブ（D S S I）」対象国に対する債務救済を行うにあたっての「D S S I 後の債務措置に係る共通枠組」（以下、「共通枠組」）について、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現を目指し、具体的な債務措置に向けた議論に積極的に参画しました。「共通枠組」の下での債務再編は、令和 6 年 4 月にザンビア政府、令和 7 年 1 月にガーナ政府との間でそれぞれ覚書の署名が完了し、令和 7 年 3 月には、エチオピア政府との間で債務再編に係る基本合意に到達する等の進展がありました。これらの一連の議論への積極的な参加を通じ、債権国の一員としてプロセスの進展に貢献しました。
- ・ また、「共通枠組」対象外の中所得国、とりわけスリランカの債務問題については、パリクラブメンバーに加え、非パリクラブ国と協調した形で債権国会合を創設し、インドやフランスとともに当該会合の共同議長として債務再編を主導した結果、令和 6 年 6 月に債権国会合とスリランカ政府との間で債務再編条件の詳細を規定する覚書に合意し、覚書への署名も完了しました。加えて、令和 7 年 3 月には、同覚書に基づき、スリランカ政府との二国間の債務繰延べに係る書簡の署名・交換を行い、債権国会合内で債務再編プロセスを正式に完了した最初の国となりました。

	・ 更に、IMF・世界銀行が主催する債務問題に関するラウンドテーブル（GSDR）に参加し、国際金融機関・官民債権者・債務国等の全ての主要な関係者が、建設的な態度で議論に臨み、債務問題への理解が促進されるよう、努めました。 ・ 令和7年1月、我が国を含むキューバ債権国団は、キューバ政府と債務再編交渉を行いました。日本は、同国の主要債権国として積極的に議論を主導し、これまでの返済スケジュール等を修正する成功裏の合意に貢献しました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。
--	---

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	我が国は引き続き、債務透明性・債務持続可能性確保に向けたIMF・世界銀行、G7・G20、パリクラブ及びGSDR等の国際的枠組における議論に積極的に参画するとともに、令和5年にG7議長国として日本が主導して開始した債権国が世界銀行に債権データを共有する取組の第2回目の実施を通じ、初期段階で約37億ドルに上るデータギャップの特定に貢献しました。 パリクラブにおいては、途上国の累積債務問題の解決に向け、積極的な発言を行うとともに情報収集に努めました。また、「共通枠組」のプロセスの進展に貢献するとともに、「共通枠組」対象外の中所得国であるスリランカについては、インドやフランスとともに共同議長として非パリクラブ国と協調して同国の債務再編を主導し、債務再編条件の詳細を規定する覚書の合意と署名に至りました。更に、キューバの債務再編においても、主要債権国として再編の成功裏の合意に貢献しました。 以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
-----------------	------

施策	政6-2-4：開発途上国に対する知的支援
----	----------------------

定量的な測定指標						
[主要] 政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合） （単位：％）	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上
	実績値	99.0	99.6	99.1	99.8	99.4
（出所）関税局参事官室（国際協力担当）、財務総合政策研究所総務研究部国際交流課						
（目標値の設定の根拠） 知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	関税局・税関では、開発途上国の税関職員に対して、ニーズを的確に把握した上で、世界税関機構（WCO：用語集参照）等とも連携しながら、オンライン方式も併用し、研修及びセミナーを実施しました。 財務総合政策研究所では、令和6年度は、対面形式でのセミナーを実施しました。また、講義内容に関しても、国際的な議論が活発な論点のみならず、できるだけ参加者の関心に沿う内容とするなどの工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました（参考指標参照）。 実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「研修・セミナー等の実施状況」

政 6 - 2 - 4 に係る参考情報

【財務総合政策研究所による知的支援】

		令和6年度の実施状況
受入 研修	財政経済セミナー	・ 令和6年8月～9月、開発途上国の財政・経済の政策担当者の人材育成を図るため、東南アジア及び中央アジア等から財務省等の若手幹部候補生を日本に受け入れ、財政・金融分野の講義や関係機関への視察を実施しました。
	カンボジア中小企業金融支援	・ 令和6年5月、カンボジア中小企業銀行の人材育成及び融資審査能力の向上を目的として、同行職員を日本に受け入れ、日本政策金融公庫（日本公庫）職員による講義や日本公庫の支店等への視察を実施しました。
専門家 派遣	カンボジア中小企業金融支援	・ 令和6年11月、プノンペンへ専門家を派遣し、カンボジア中小企業銀行に対して融資審査に関するセミナーを実施しました。
	PR I - UMOEF - BFA 合同セミナー	・ 令和7年3月、ウズベキスタン経済財務省（UMOEF）及びウズベキスタン金融財政アカデミー（BFA）との合同セミナーをオンライン及び対面のハイブリッド方式で開催し、財務総研から、UMOEF 職員及びBFA学生等に対する講義を実施しました。

【関税局・税関による知的支援】

		令和 6 年度の実施状況
受入 研修	二国間援助経費	・ ASEANやアフリカ等の開発途上国の税関職員に対して、関税評価や研修管理等の分野において、相手国の支援ニーズに即した技術支援を実施しました。
	JICAプログラム	・ JICAと協力して、開発途上国の税関職員を対象に、主に日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした課題別研修「税関行政」等を実施しました。
	WCOプログラム	・ WCOに加入している開発途上国の税関職員を対象に、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修等を実施しました。 ・ WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域ワークショップを実施しました。
専門家 派遣	二国間援助経費	・ ASEANや南西アジア等の開発途上国の税関職員に対して、事後調査等の分野において、オンラインによる方式も併用し、相手国税関の実情に即した技術支援を行いました。
	JICAプログラム	・ カンボジア関税消費税総局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、派遣された長期専門家と連携し、相手国の支援ニーズを把握した上で、オンラインを併用したワークショップ開催等の技術支援を行いました。
	WCOプログラム	・ WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、WCOが実施する地域ワークショップ等への専門家の参加を介して、日本の経験共有等を行いました。 ・ WCOが、JICAの協力を得て実施する西部アフリカ、東・南部アフリカ諸国、太平洋島嶼国及び中央アジア・コーカサス地域の税関職員を対象とする教官養成プログラム（マスタートレーナープログラム）のもとで開催されたワークショップ等に専門家を派遣し、技術支援を行いました。

参考指標：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

【受入研修・セミナーの実績】

(単位：件、人)

		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
案件数	財務総研	0	2	4	5	2
	関税局	3	9	21	30	26
	合計	3	11	25	35	28
受入人数	財務総研	0	17	416	180	34
	関税局	20	182	218	330	240
	合計	20	199	634	510	274

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室(国際協力担当) 調

(注) 新型コロナウイルス感染拡大により令和 2 年度及び令和 3 年度の受入研修はすべてオンラインで実施し、令和 4 年度、5 年度及び 6 年度も一部オンラインで実施した。

[専門家派遣の実績]

(単位：件、人)

		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
案件数	財務総研	5	0	2	3	2
	関税局	34	51	46	55	62
	合計	39	51	48	58	64
派遣人数	財務総研	31	0	9	16	9
	関税局	76	133	111	114	129
	合計	107	133	120	130	138

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室(国際協力担当) 調

(注1) 専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

(注2) 新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の専門家派遣はすべてオンラインで実施し、令和4年度、5年度及び6年度も一部オンラインで実施した。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組めます。

JICAに関しては、JICA法改正案に基づく民間資金動員の一層の活用も含めて、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。

JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。

MDBsに関しては、引き続き主要出資国としてMDBsの業務運営及びG7・G20等における議論に積極的に参画していきます。

国際保健に関しては、財務・保健当局の連携を通じた、パンデミックへの予防・備え及び対応(PPR)の強化やUHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画する他、令和7年に設立予定の「UHCナレッジハブ」を通じた人材育成に取り組んでいきます。

我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。また、JETPにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導していきます。

債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入(用語集参照)の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ及びGSDR等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画していきます。

知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施していきます。

また、令和6年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和8年度予算において、必要な経費の確保に努めていきます。

財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	該当なし
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	政策目標に係る予算額等の状況：令和 4～6 年度一般会計補正予算書（財務省）、令和 7 年度一般会計予算書（財務省）、令和 4～5 年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）
前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODA の一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。 JICA に関しては、ODA の効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進しました。特に、令和 5 年 6 月に改定された開発協力大綱の方針に基づき、民間資金動員を促進すべく、JICA 法の改正案を令和 7 年度通常国会に提出しました。 JBIC に関しては、GREEN や令和 4 年 7 月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を通じて、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進しました。 MDBs に関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。 国際保健に関しては、財務・保健当局の連携を通じたパンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）や UHC の達成に向けて、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20 等の国際的な議論に積極的に参画した他、「UHC ナレッジハブ」設立の取組を推進しました。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEF や CIF 及び GCF の運営に係る議論に、積極的に参画しました。 開発途上国の債務問題に関しては、令和 2 年 11 月に G20 及びパリクラブの間で合意した「共通枠組」の実施を含め、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、IMF・世界銀行や G20、パリクラブ及び GSDR をはじめとする国際的枠組における議論や取組に積極的に参画しました。 知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施しました。 また、令和 5 年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和 7 年度予算において、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	77,806,694 千円	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	
	(項) 経済協力費	77,806,694 千円	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	
	(事項) 経済協力に必要な経費	77,806,694 千円	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	
	内 アジア開発銀行等拠出金	30,165,481 千円	34,582,052 千円	34,540,091 千円	34,540,093 千円	001385～ 001387 001389～ 001404 001408 006778
	内 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資金	47,090,000 千円	47,840,000 千円	48,480,000 千円	50,480,000 千円	001406
	内 米州投資公社出資金	159,004 千円	—	27,800 千円	—	005638
	その他	392,209 千円	391,191 千円	387,801 千円	397,972 千円	行政事業レビューの対象外
	補正予算	72,522,504 千円	76,544,732 千円	56,524,418 千円		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合 計	150,329,198 千円	159,357,975 千円	N. A.		
執行額		150,127,185 千円	159,269,180 千円	N. A.		
(概要) アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。 (注) 令和 6 年度「繰越等」「執行額」等については、令和 7 年11月頃に確定するため、令和 7 年度実績評価書に掲載予定。						

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和 7 年 6 月
-------	--	----------	------------